―土木工事などに伴う埋蔵文化財（遺跡）の取り扱い―

事業計画

市内で建築・開発・農地/駐車場切り下げ等、**土地の掘削を伴う事業**を計画。

照　　会

埋蔵文化財（＝遺跡）包蔵地の範囲に含まれているかどうか、遺跡地図で確認。
地図は文化財課窓口にて自由に確認できます。FAX・メール等での照会もできます。
・遺跡地図は改定されることがありますので、ご注意ください。

存在状況確認調査の依頼

埋蔵文化財存在状況確認調査

結果報告

【存在状況確認調査とは】熊本市独自の制度。任意申請です。
事業未確定や、土地売買に先行して遺跡の残存状況を確認できます。
部分的に重機で掘削（試掘）して、遺跡の有無・深さ・内容確認。
１日～数日で終了します。費用は当課にて負担します。
当地に遺跡が残存しているか、遺跡までの深さ、時代・内容をお伝えします。
事業を進められる場合、結果に関わらず下記の文化財保護法に基づく届出が必要。

文化財保護法に基づく届出

埋蔵文化財包蔵地内にて新築・増改築・土木・開発・切り下げ等行う場合、
文化財保護法第９３条に基づく届出を文化財課に届け出る必要があります。
・**工事を行う６０日前まで**に２部提出してください。
・敷地の一部が埋蔵文化財包蔵地にかかっていれば、全域が対象。
・届出書類には添付書類（見取図、配置図、断面図）が必要。
・存在状況確認調査の結果、遺跡が確認されなかった場合も届出が必要。

確認調査

部分的に重機で掘削し、埋蔵文化財の有無・工事による影響を確認。
費用は当課にて負担。存在状況確認調査実施済みの場合は省略できます。

工事立会

掘削が浅い場合など、実際の工事施工時に立会いのみ行うケースもあります。

結果報告

埋蔵文化財が確認された（工事が遺跡に影響あり）

協　　議

遺跡への影響不可避

設計変更等による保護

埋蔵文化財が確認された（工事は届かない）

埋蔵文化財が確認されなかった

工事着工　（工事立会を行う場合有）

委託契約

遺跡の現状保存が不可能な場合は、発掘調査を行い、記録として保存
発掘調査は、期間・費用等についての協議の上、文化財課と委託契約を締結します。

発掘調査

埋まっている文化財を掘りあげ、詳細な図面と写真で記録を作成。
費用に関しては文化財課までお問い合わせ下さい。手作業のため、時間がかかります。
※発掘調査終了後に工事着手いただけます。

整理作業・報告書作成

出土遺物の洗浄・復元などの作業。調査結果を発掘調査報告書として刊行。
当課施設にて作業を行います。ここまでで、取り扱いが完了します。